地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域の元気創造事業費	人口	一人につき　八六〇円
市町村	地域の元気創造事業費	人口	一人につき　二、二七〇円

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

附則第六条第一項中「平成二十五年度及び」を削る。

附則第六条の二第一項中「平成二十五年度及び」を削り、同項の表道府県の項中「二、六三〇」を「二、三三〇」に改め、同表市町村の項中「二、三四〇」を「一、七〇〇」に改める。

附則第六条の三の見出し中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度分」に改め、同条第一項中「平成二十五年度分の地方交付税」を「平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度分の交付税」に改め、「基準財政需要額は、」の下に「平成二十六年度においては」を加え、「額とする」を「額とし、平成二十七年度及び平成二十八年度においては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする」に改め、同項第一号中「三兆八千四百六十九億五千五百二十七万八千円」を「三兆四千百一億千七百二十九万八千円」に改め、同項第二号中「二兆三千六百六十二億千二百九十七万二千円」を「二兆千八百五十億五千九十五万二千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　平成二十五年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の四を削る。

附則第七条の三の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第一号イ中「平成二十三年法律第三十号」という。）の下に「、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）」を加え、「平成二十四年地方税法等改正法」という。）及び」を「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）」に改め、「震災特例法改正法」という。）」の下に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）」を加え、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号ロ中「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）」を「、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」という。）」に改め、同号ハ中「震災特例法」を「平成二十五年度」に改め、同号ハ中「震災特例法」を「平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号ホ中「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）」を「平成二十三年法律第百二十号」に、「及び地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）」を「、平成二十五年地方税法改正法及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号ヘ及びト中「及び平成二十四年地方税法等改正法」を「、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号チ中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号リ中「及び平成二十五年所得税法等改正法」を「、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第二号イ中「平成二十三年法律第三十号」の下に「、平成二十三年法律第百二十号」を加え、「及び震災特例法改正法」を「、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号ロ中「及び平成二十五年所得税法等改正法」を「、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号ニ及びホ中「及び平成二十四年地方税法等改正法」を「、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条を附則第七条の四とし、附則第七条の二の次に次の一条を加える。

（地方消費税及び地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の三　当分の間、各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項に規定する合計額の見込額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

2　当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

附則第九条の二中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条中「平成二十五年度に限り」を「平成二十六年度に限り」に、「平成二十五年度震災復興特別交付税額」を「平成二十六年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「から附則第四条第一項第九号に掲げる額を控除した額及び同項」を「及び附則第四条第一項」に、「六千六百二十七億二千九百五十七万七千円」を「五千七百二十三億三千二百二十一万五千円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十七年度における交付等）」に改め、同条第一項中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十五年度震災復興特別交付税額」を「平成二十六年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十五年度内」を「平成二十六年度内」に、「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、同条第二項中「平成二十五年度震災復興特別交付税額」を「平成二十六年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に、「百分の九十五」を「百分の九十四」に、「百分の五」を「百分の六」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十五年度及び平成二十六年度」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に改め、同条第二項中「平成二十五年度にあつては」を「平成二十六年度にあつては」に、「平成二十五年度震災復興特別交付税額」を「平成二十六年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。